

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市地域福祉計画の策定について

意見募集期間

平成 31 年（2019 年） 平成 31 年（2019 年）

1 月 10 日（木）～ 1 月 31 日（木）

お問い合わせ先：福祉部福祉総務課

電話 046-822-8269（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

意見の提出方法

1 提出期間 平成31年（2019年）1月10日（木）から同年1月31日（木）まで

2 提出先 横須賀市福祉部福祉総務課計画係

3 提出方法

○ 次のいずれかの方法で提出してください。

（1）直接持ち込み

- ・ 福祉部福祉総務課（横須賀市役所分館2階⑦番窓口）
- ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階⑳番窓口）
- ・ 各行政センター

（2）郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地 福祉部福祉総務課

（3）ファクス 046-822-2411（福祉部福祉総務課）

（4）電子メール hwg-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp（福祉部福祉総務課）

4 注意事項

○ 書式は特に定めておりませんが、日本語で提出してください。

○ 提出に当たっては、住所及び氏名を明記してください。市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。

いただいたご意見とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後に公表いたします。

横須賀市地域福祉計画（案）の概要

1 策定の背景

人口減少、少子高齢化の進展や、人々の意識の変化に伴い、地域における人と人とのつながりの希薄化や社会的孤立の増加など社会情勢が変化しつつあります。これに加え、既存の制度による解決が困難ないわゆる「制度のはざま」の問題や介護と育児とを同時に行うダブルケアをはじめとする複合的な課題など、支援ニーズも多様化し、また、増加しています。

国は、「我が事・丸ごと」をキャッチフレーズに、高齢者、障害者、子ども・子育てなど全ての人々が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、さまざまな法改正、制度改正を行う中で、「地域福祉計画」の策定について市町村に努力義務を課しました。

このように、ますます地域力の充実が求められる中、本市では、地域住民が支え合う仕組みづくりをさらに進め、地域住民が支え合い、安心して暮らせるまちを実現するために、福祉分野の各個別計画の基盤となる計画として、本計画を策定します。

2 基本理念

「誰も一人にさせないまち」の実現

本市は、全ての住民が多様性を認め合い、身近な日々の暮らしの場である地域社会で重層的につながり、支え合いながら安心して暮らすことができる地域の実現を目指します。

また、地域福祉計画の策定を契機として、住民が地域の中で、地域社会の一員として社会と関わり、誰もがどこかにつながり、自分らしい生活を送ることができる支援の輪をつなげ、「誰も一人にさせないまち」の実現を目指します。

3 計画の基本目標

(1) 地域の支え合い機能の強化

既存の制度による解決が困難な課題や、複合的な課題・複雑な事情を抱える人や家庭に関する相談を丸ごと受け止め、地域の多様な主体の連携により適切な支援機関につなぎ、課題解決を図るネットワークの形成を促進します。

(2) 多様な担い手の育成・参画

福祉教育の推進等を通じた地域の担い手のすそ野を広げる取り組みや、支え手と受け手の垣根を超え、日常生活において困り事を抱えたときに地域の中で解決できる仕組みづくりを進めます。

また、福祉の各分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成、確保する取り組みを推進します。

(3) 包括的な支援体制の整備

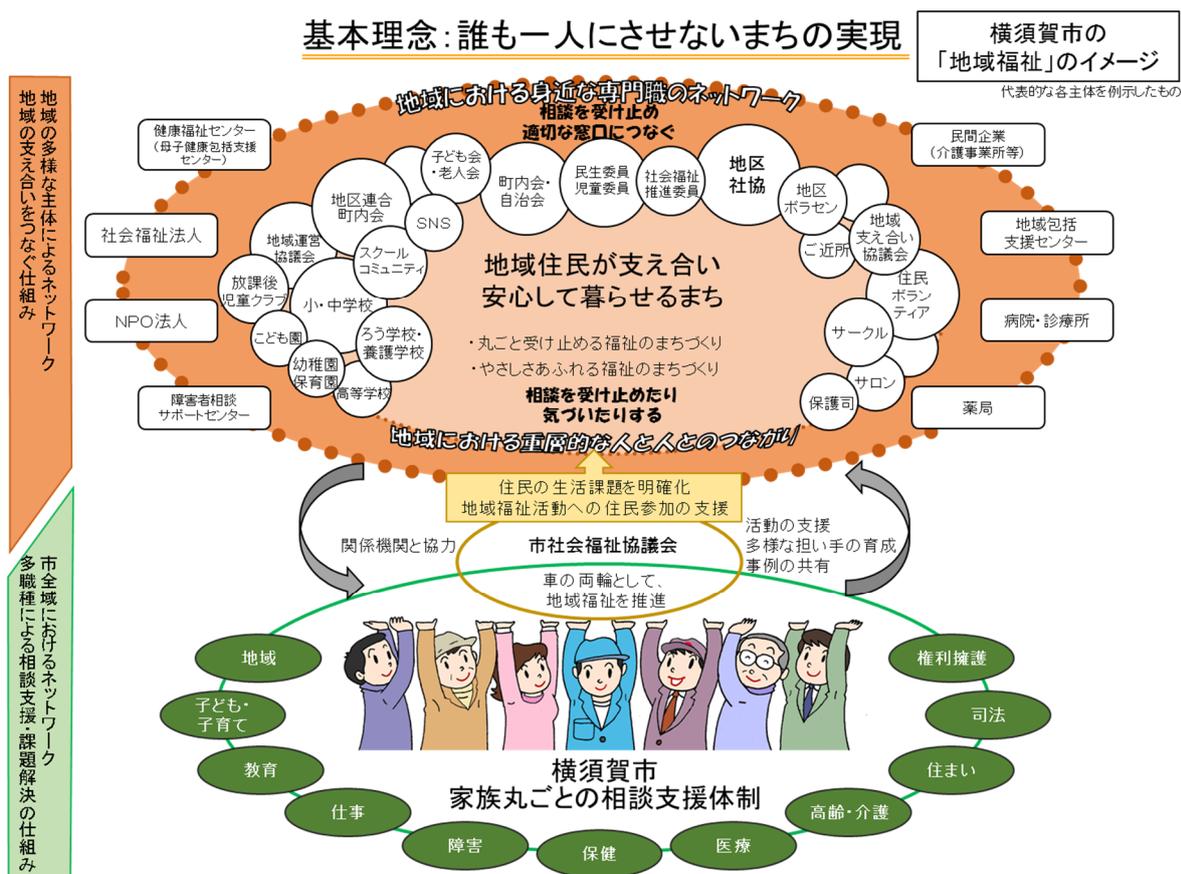
地域におけるネットワークでは解決できない課題については、家族丸ごとの相談支援体制で受け止め、解決につながります。

また、解決につながった事例を地域の多様な主体によるネットワークで共有するための支援を行います。

(4) 心のバリアフリーの推進

地域福祉は、全ての人のためにみんなで支え合って進めていくものです。

そのためには、多様性を認め合い、地域住民相互の連帯や心のつながりを築くという「共に生き、共に支え合う社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という考え方のもと、他人に対する思いやりの心や多様性を受け止める意識の醸成といった心のバリアフリーを推進します。



4 計画の位置付け

(1) 基本構想・基本計画・実施計画との関係

地域福祉計画は、本市の基本構想・基本計画に掲げるまちづくり政策の目標の一つである「健康でやさしい心のふれあうまち」を実現するための福祉分野の基盤となる計画です。

また、本市の市民憲章や横須賀市地域で支える条例で目的として掲げる「地域住民が支え合い、安心して暮らせる社会」の具現化に取り組むものです。

(2) 福祉分野の個別計画との関係

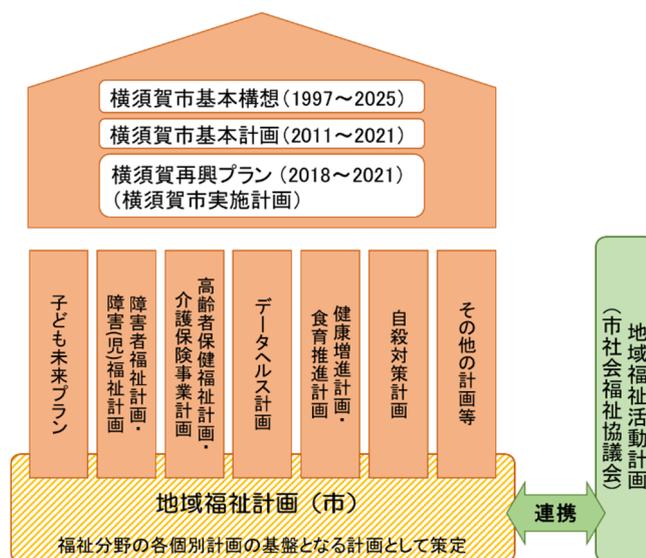
地域福祉計画は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、地域の支え合い機能の強化、多様な担い手の育成・参画、住民に身近な地域での包括的な支援体制の整備などの施策の方向性を示します。

(3) 地域福祉活動計画との関係

平成 30 年(2018 年) 3 月に横須賀市社会福祉協議会が策定した第 5 次地域福祉活動計画(計画期間：平成 30 年度～平成 35 年度)は、地域の課題を改善、解決していくために必要な取り組みについて、地域住民や福祉施設、関係機関などが主体的に進めていく地域福祉の取り組みや活動についてまとめた、いわば「活動マニュアル」とも言える計画です。

本市は、住民同士の助け合い活動の輪が広がっていくよう直接的に働き掛け、支援するとともに、地域福祉を促進する車の両輪として地域福祉活動計画の促進についても引き続き支援していきます。

また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の計画期間終了後は、次期計画について 2 つの計画を一体的に策定することで、地域福祉のさらなる促進を図ります。



5 計画期間

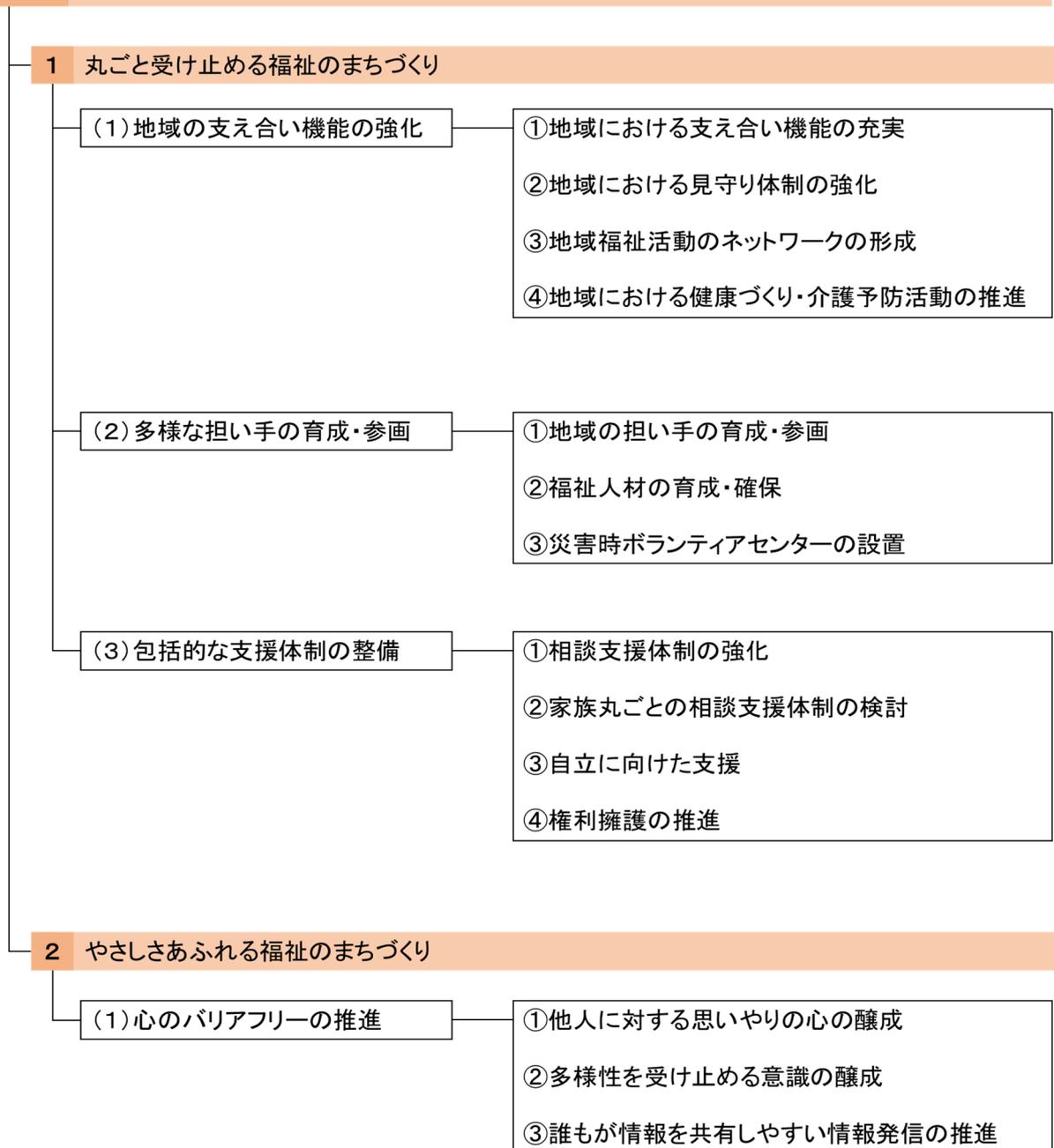
平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間を計画期間とします。
なお、平成33年度（2021年度）に中間見直しを行います。

6 計画の体系

地域福祉計画は、各福祉分野に共通する横断的な課題について、「地域福祉」をキーワードに体系を整理した、福祉分野の各個別計画の基盤となる計画です。

本計画第3章では、施策の方向性及び展開を示し、個別の事業については、個別計画等においてそれぞれ推進してまいります。

第3章 計画の体系



7 計画の策定方法

横須賀市地域福祉計画の策定については、平成30年6月14日開催の横須賀市社会福祉審議会において諮問を行い、社会福祉審議会条例に基づき設置する福祉専門分科会で審議を行っています。

今回のパブリック・コメント手続による意見を受けて答申案としてまとめ、平成31年2月14日開催の横須賀市社会福祉審議会にて答申を受ける予定です。

なお、分科会は、分科会長に神奈川県立保健福祉大学教授が就任している他、連合町内会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、障害者団体、高齢者団体、成年後見関係団体、子ども・子育て関係団体、市立小学校校長会から推薦を受け、市民公募2人と合わせて全11人の委員で構成されています。

8 策定スケジュール（平成30年度）

5月	策定方針決定 関係団体意見聴取（～10月）
6月	市民アンケート実施 ●市議会6月定例議会において一般報告（策定方針等） ◎第36回社会福祉審議会（全体会において諮問） ○第1回福祉専門分科会（計画策定について）（6月14日）
7月	市民意見交換会（7月29日）
8月	○第2回福祉専門分科会（8月20日） （関係団体意見聴取、アンケート調査速報、地域福祉のイメージ提示）
10月	○第3回福祉専門分科会（10月22日） （関係団体意見聴取結果、アンケート調査結果、 地域福祉のイメージ提示、計画骨子案の提示）
11月	○第4回福祉専門分科会（計画素案の検討）（11月5日） ○第5回福祉専門分科会（計画素案の検討）（11月22日） ◎第37回社会福祉審議会（全体会において計画素案を検討）
12月	●市議会12月定例議会において一般報告（計画素案）
1月	計画素案のパブリック・コメント手続実施
2月	○第6回福祉専門分科会（2月7日） （パブリック・コメント手続結果報告（案）・最終案提示） ○第7回福祉専門分科会（2月14日） （パブリック・コメント手続結果報告・答申案提示） ◎第38回社会福祉審議会（全体会において答申）
3月	計画策定 ●市議会3月定例議会において一般報告（計画）